

## 令和5年度第2回伊勢原市成年後見・権利擁護推進委員会 会議録

〔事務局〕 保健福祉部福祉総務課

〔開催日時〕 令和6年2月16日（金）午前10時～午前11時30分

〔開催場所〕 伊勢原市役所 第2委員会室

### 〔出席者〕

（委員） 町川智康委員（会長）、田中晃委員（副会長）、塩原真理子委員、長谷川幸子委員、土方哲也委員

（事務局） 福祉総務課 加納主幹、清水主任主事  
伊勢原市社会福祉協議会 柏木局長代理、小笠原係長、岡主任、藤井主任

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

### 〔議題〕

- （1）令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2）令和6年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について
- （3）その他

（配布資料）

- 資料1 令和5年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業報告書  
資料2 令和5年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター相談対応実績  
資料3 令和6年度伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業計画（案）

### 〔審議の経過〕

- （1）令和5年度成年後見・権利擁護推進センター事業報告について
- （2）令和6年度成年後見・権利擁護推進センター事業計画について

（事務局）

－資料1～3について、事務局から説明－

（事務局）

説明は以上となります。通常ですとここで委員の皆さまから質問や意見を受け付けるのですが、今回はセンターから皆さまにご意見をいただきたい案件がございます。そちらもお話ししてよろしいでしょうか。後の方がよろしいでしょうか。

（委員）

それでは、具体的に課題があったほうが話もしやすいと思いますから、先にお願ひします。

(事務局)

ありがとうございます。課題は2点あります。

1つ目は、資料1の8ページで説明をさせていただいた権利擁護協力員についてです。市民後見人の養成課程は基礎、実践、実務の3段階の研修に分かれています。基礎研修と実践研修は座学となっていて、実務研修は法人後見や日常生活自立支援事業の支援員をするという内容になっています。権利擁護協力員は、基礎研修を修了した人を対象とした登録制度で、現在18名の登録があり、そのうち市民後見人バンク登録者が11人となっています。

伊勢原市の場合は成年後見・権利擁護推進センターができる前から市民後見人の養成を始めていて、当時、社会福祉協議会で機能強化型地域包括支援センターを受託している中で、毎月のように出前講座を行っていました。その際に権利擁護協力員が手伝いに来ていました。しかし新型コロナウイルスの影響で出前講座の依頼が激減し、またセンター設立後は相談対応や市民後見人の養成、活動支援等の業務がある中で、権利擁護協力員の活動の場を確保していくことがマンパワー的にも難しい状況が続いています。

市民後見人の養成が3期まで修了し、バンク登録者も11名となった今、未受任の登録者が6名いるので、センターとしても市民後見人の受任調整や受任後の活動支援に注力していきたいという気持ちがあります。その中で権利擁護協力員の活動をどうしようか、ここ数年悩んでいたところです。

社会福祉協議会はボランティアセンターの運営を行っており、個人ボランティアの登録制度も設けています。メール等を登録していただき、ボランティアの依頼があったときに情報が届き、マッチングする制度となっています。権利擁護に特化はしていませんが、社会福祉協議会に依頼が来るボランティアは福祉的な内容が多くなっているので、希望する人については、こういった既存の仕組みを生かしたやり方にシフトしていくのも1つの方法かと考えています。

2つ目は、市民後見人の受任のケースについてです。ここ近年の市長申立ては困難性が高く、今年度は現時点で市長申立てが8件となっていますが、このうち弁護士の選任が4件、司法書士の選任が2件となっています。令和4年度末に第3期市民後見人養成課程が修了し、新たに6名がバンク登録されましたが、そのうち受任に繋がったのは1名です。

これまで伊勢原市は単独受任としており、これまで市民後見人の受任が6件ありましたが、このうち5件は市長申立てケースです。もう1件は法人後見からの移行になります。この状況の中で、弁護士や司法書士が受任をしたケースのうち、当初の課題が解決し、身上保護が中心となったケースについて、市民後見人へのリレーができないか検討しています。県内では横浜市で実績があり、以前、専門職の臨時委員からもそのような意見をいただきましたが、その可能性について探していきたいと考えています。

参考までにお話しをさせていただくと、横浜家庭裁判所小田原支部の管轄内で市民後見人を養成しているのは平塚市、厚木市、伊勢原市、小田原市の4市で、小田原市は養成が終わったばかりで実際の受任はありません。残り3市のうち、単独受任は伊勢原市のみで、平塚市と厚木市は法人後見との複数後見をとっています。そのため、伊勢原市の市民後見人の受任の課題がより浮き彫りになってきます。

本日は専門職の委員の方もいらしているので、団体の支部との意見交換の場の設定や、個々の専門職の方へのアンケート調査の可否等について、ご意見をいただければと思います。

(委員)

まず1点目、権利擁護協力員の未受任の方の活動について、ご意見をいただければと思います

(委員)

権利擁護人材の協力員体制を作ったときも、全員が受任せずとも、権利擁護について見識を持っている人を増やしていくことが大事だと考え、そういった人々が出前講座等で地域住民と直接関わっていく中で、専門家と地域を繋ぐ接点となる想定だったと思います。市民がいて、地域組織があり、個別支援の専門機関があるといったときに、それぞれと繋がりを持てる存在が今後大事になってくるということで、受任ありきではない体制づくりに当時力を入れていたので、出前講座が減ってきた中で、生かせる方法があればと思います。

成年後見制度は分かりづらいので、専門家から教えてもらうよりも、地域に近いところで語れる人がいたほうが身近です。民生委員や自治会役員を教育しようといってもなかなか難しいので、権利擁護協力員が地域に踏み込めたらと感じます。地域の困っている人に成年後見制度を紹介するようなことは民生委員にも難しいと思います。

出前講座が減って権利擁護協力員の活動の場が減ってしまうのは残念です。

(事務局)

出前講座については社協だよりに掲載しています。

(委員)

申込みが減っているということですか。

(事務局)

そのとおりです。今回報告書に掲載した団体は毎年申込みをしてくれます。ミニサロンの活動支援も市から委託を受けて社会福祉協議会が行っているのですが、その助成金の通知と一緒にチラシを入れることはできると思いますが、なかなか「成年後見」というワードが難しいので、資料を作る際のタイトルは「やさしい終活」等に工夫しています。

(委員)

地域団体と上手く絡み合うような仕組みが作れば、地盤の強い地域組織になっていくと思います。実際どうやっていくかは難しいところですが、普段、私も地域の集まりに出席しているので、市民が「あそこの家は1人になってしまった」「ゴミも出てこない」といった声が耳に入ってきます。そういったところに浸透していくといいですね。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

私も活動報告の中で、まさにこの権利擁護協力員の件がもったいないと感じ、どのような活動をしているのか質問しようと思っていたところです。先ほどお話しがあったとおり、社会福祉協議会内の、成年後見に限らないボランティアに関わって

いただくのも1つの方法と考えます。

障がい者の関係では8050問題が増えてきています。そういった方々は、親子の共依存がとても強い傾向にあり、支援がしたくても、親も子もなかなか支援に繋げようとしてくださらないこともあります。いろいろな話をしていく中で、私たちの見えないところでそのような家庭が増えてきているという課題が浮き彫りになってきました。地域の中でもし見える部分があって、何か繋げるためのワンクッションになれる存在がいるといいですが、なかなか民生委員だとそこまで中に入っていけないというお話でしたので、良い方法があればと思います。成年後見と言うと難しいですが、気軽に相談できて支援に繋げる力になれるようなポジションができるといいと考えています。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

現状ではボランティア活動をしているということですか。

(事務局)

そうです。講演会の際に会場設営のお手伝いもしていただいています。

(委員)

実際には難しいかもしれませんが、自治会から2人ずつくらい動員をして研修をてもいいかもしれませんね。市民から聞こえてくる地域課題について、一人暮らしの財産管理やその他金銭の問題、各種手続きに関する知識を少しでも持っている人がいると、福祉サービスに繋げることができます。今後国の第2期計画が進むと、成年後見制度はフレキシブルになってきて、後見人がついていない人とついていない人の隙間が出てきてしまいます。そこをカバーするのは地域となってきます。そういったことも構想しながら、時間をかけて実行可能なことを考えていければと思います。

(事務局)

伊勢原市は自治会加入率が県内でも3位くらいの上位です。またミニサロン活動が活発で登録されているだけでも約40カ所あり、それ以外にもミニサロン化はせず地域のオリジナルで開催しているところもあります。他にも高齢者向けのダイアビックも開催されており、地域活動がとても活発である印象があります。民生委員については地区の特色によって差がありますので、ミニサロン活動等を通じてサポートしていくほうが現実的と感じます。

権利擁護協力員は、市民後見人バンク登録者第1期生から第3期生を含めたメンバーがいる中で、就労している人が増えてきました。そのため、平日の日中活動が難しいことも悩みの種ではあります。

いただいた意見を参考にしていけたらと思います。

(委員)

他市ではリタイアしている人が多いのですが、伊勢原市では就労している若い人が多いのですね。

(事務局)

40代から50代のバンク登録者もいます。また、定年を迎えても仕事を続ける人も結構いらっしゃいます。

(委員)

若い方々の力を発揮できれば、伊勢原独自のことができる可能性が高いですね。

平塚市では法人後見があるので、法人後見のスタッフとして活動しているようです。伊勢原市でも日常生活自立支援事業などで、社会福祉協議会の職員と一緒に現場で働いていただき、そこで得たものを地域に生かしていただけると、地域のほうでも活動が具体的になっていくと思います。今やっているボランティア活動はそこまで行っていないのですか。

(事務局)

平塚市は後見サポーターという制度で、法人後見事業や日常生活自立支援事業に関して、本人の担当を決め、本人の支援日だけ活動をする仕組みだったと思います。伊勢原市の法人後見事業と日常生活自立支援事業のやり方が平塚市と若干違って、参考にするには少し難しいところもあります。平塚市以外にも担当制をとっている市町村があると思いますが、伊勢原市の場合は日常生活自立支援事業の支援員は週3～4日に出勤していただき、基本的には担当は決めているのですが、全員でいろんな人を担当する仕組みになっています。しかし、中には支援が頻回の人があるので、ご提案いただいた方法も事務局の中では考えていたところではあります。

(委員)

伊勢原市は伊勢原市のやり方があると思います。権利擁護協力員という方々は、担当があることで責任感を持って仕事をやっていこうという気持ちになる人もいるイメージだったので、そういったところを取り入れてはどうかと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

こちらのテーマはこのくらいでよろしいでしょうか。それでは、2つ目の後見受任のリレー方式の件について、いかがでしょうか。

(委員)

積極的には進んでいない状況ですが、リレー方式を積極的に進めていくことは国の方針でもあるので、可能性は見失わないようにしたほうがいいと思います。市民後見は強みとしてピュアな関係が求められます。専門職後見人は被後見人本人について、どんな生活を送ってきたのか、地域でどんな人々と関わってきたのか、どうして孤立したのか、いろいろと想像はしますが、想像の域を出ません。市民後見人は伊勢原で育ち、暮らしたその基盤を元に関わっていくというのが伊勢原市の市民後見人の求められているところです。同じ地域の住民として、「あそこに昔あれがあったよね」と話すことは専門職にはできないことで、大事なことです。最終的に困難な課題が解決したら、権限を持った隣人として、市民後見人に交代していくのがいいと思い込んで、積極的に進めていった方がいいと思います。おそらく家庭裁判所もそのように考えているのではないのでしょうか。受任調整会議などで実力のあ

る市民後見人に交代していく吟味をしていってもいいと思います。

(事務局)

様々な職種があり、個人によって考えも違うと思いますが、実際に専門職の先生方はどう思っているのかが一番気になるところです。例えば弁護士の方が受任し、ある程度課題も落ち着いたところで市民後見人にリレーすると負担が減ると思います。その際に手放したくないと考えるのか、それとも弁護士でないとできない別の案件に取り組みたいのか、どのような考えをお持ちなのか知りたい気持ちがあります。アンケート調査を考えているのもそこからの発想です。

(委員)

こんな雰囲気ではないかな、という私個人のイメージです。リレー方式は以前から言われてはいるのですが、あまり活用できていません。家庭裁判所も進めていきたくはあるのですが、リレー方式で唯一うまくいっているのが後見制度支援信託です。ノウハウはあると思うのですが、どうして広がっていかないのか考えると、個々の弁護士側に問題があるのではないかと思います。リレーすると、ある程度大変な時期に一生懸命仕事した案件を他の人に譲るというのは、ここから先負担は減っても、報酬が受けられなくなるという意識は必ずあると思います。

しかし、こういった案件を後見人として引き受けるのが弁護士として正しいやり方なのでしょうか。初めから親族等に受任していただき、その親族後見人等が弁護士に後見人の代理として業務を依頼する方法を取った方が、弁護士としても通常の弁護士報酬を獲得して、本人の困難な課題のみに取り組むことができます。リレー方式が問題になるのは多くの場合は相続です。親の財産で暮らしていた子の親が亡くなり、他にも相続権のある子がいるとき、後見人が子の代わりとして今後どうしていくのか考えなくてはならない。こういったケースが典型的なパターンと思われませんが、これはリレー方式でなくてもできます。例えば子に後見人を選任し、その後見人が相続の件のみ弁護士に依頼をするといった形でも十分解決できます。条件さえ合えば普通の事件として依頼できても、それを後見人として引き受けてしまうと、例えば相続の件でも早ければ数ヶ月で終わってしまいます。数ヶ月分の報酬で1件分の事件を引き受けるかということ、それは断る弁護士も出てくると思います。そういったお金の問題が専門職側にはあるので、アンケートをとってみれば、リレー方式に賛成する弁護士がいるかもしれませんが、お金の点を考えてほしいというのがおそらく本音かと思います。

(委員)

弁護士が先に受任し、身上監護の担当として後から自分が入ったケースがあります。複雑な相続や困難な課題がある方だったので、弁護士にしかできないことでした。今は2人で被後見人についていますが、課題が解決したので弁護士に退任いただき、単独受任という方向で調整をしています。その後も訴訟等が必要になるので、私が法テラスを使ってその弁護士に依頼するという話もしています。

辞任の手続きを後見人自身がして、再度選任の手続きを市民後見人がするというのは手続きが多くなります。

(委員)

金融機関等の手続きも含まれますね。後見人交代の手続きは半日や1日がかかりになってしまいます。

(委員)

そのとおりです。その上で弁護士に辞任してくださいというのは、非常に言いづらい。国の専門家委員会でも後見人の交代についてスローガンになっていたと思いますので、おそらく今後このような悩みも解決してくると思います。交代する側とされる側が快く交代できるよう、手続きの負担も少なくなるよう改善されれば、もっと進んでいくのではないのでしょうか。新聞でも成年後見制度改正の法制審議会について載っていましたが、その流れにもあることなので、おそらくこれからは市民後見人や親族後見人に交代しやすい、ストレスのない幸せで明るい交代ができるようになってくると思います。その疑問は持ち続けながら、もう少し我慢しながら待っている時期なのかもしれません。そのため、受任がないから止めるのではなく、市民後見人のバンク登録を進めていった方がいいでしょう。権利擁護に精通した人が伊勢原市に必要なだと考えた方が、将来的に成功すると思います。

(事務局)

伊勢原市の市民後見人はとてもよく取り組んでくれています。第2期生の方も市長申立てのケースを受任しました。被後見人が親族から見放されてしまった方でしたが、本人が家族に自分のことを知らせたいと話してくれ、市民後見人と一緒に手紙の内容を考えて家族に書いたところ、1人だけ反応があり、その後直接会いに来てくれたことがありました。本当に本人に寄り添った支援をしてくれます。

受任待ちのバンク登録者も同じように親身になって取り組んでくれる方々だと思いますが、受任できるケースがないことが非常にもったいないと感じています。

先ほどお話しいただいたのは、初めから市民後見人が受任をし、難しい課題のみ専門職に委任してお願いをするということでしょうか。

(委員)

典型的なケースとして相続の話をしましたが、弁護士に後見の依頼が来るというのは大体決まったケースになってきます。

(事務局)

虐待や多重債務、相続が多いです。

(委員)

その課題解決のためだけに弁護士に依頼をするのであれば、リレー方式を使わなくても具体的に依頼をしていけば解決できます。依頼できる弁護士をキープしておく必要はあると思います。伊勢原市にもいい弁護士が沢山います。

(事務局)

その発想がなかったので、大変参考になります。家庭裁判所は許可してくれるのでしょうか。

(委員)

市民後見人や親族後見人が受任したとしても、法テラスを使って法律課題については法律家に依頼をしていくという流れなので、考えていっていいと思います。

(委員)

依頼を受けてくれる弁護士を見つけたら上申書を付けてもらえば、家庭裁判所も納得すると思います。

(事務局)

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

その他に、今の件について何かありますか。

(委員)

今の件ではないのですが、サポート連絡会で積極的に課題等を検討しているようですが、その先にもっと取り組めればいいと思います。課題が浮き彫りになったところで、その課題に具体的に取り組んでいく必要があります。それが見守りだったり、金銭管理であったり、終活の不安であったり、相談を受けたらそれに対する支援までないと難しいところがあります。市民から課題を吸い上げ、具体的な支援メニューを考えていくスタイルになっていかななくてはなりません。何か考えはありますか。

(事務局)

現在課題となっているのが、成年後見制度に繋がるまでの金銭管理です。成年後見制度に繋がるまでにどうしても3ヶ月ほどかかってしまいます。

(委員)

日常生活自立支援事業ではカバーできないのですか。

(事務局) (社協)

過去に事例はあります。しかし契約能力がない人のケースもあるので、カンファレンスを開いて、結果的に支援事業所の中で管理をすることになったこともあります。

(委員)

やはり具体的なサービスをどう作っていくかだと思います。単身者の終活問題、施設に入りたいけど身寄りが無い、成年後見制度を利用するほどではないが判断能力が落ちてしまった、様々な課題があります。それを受けるのが権利擁護相談なので、市民に対してどのような提案をするか、すぐにではなくても課題を通して支援策を焦点化していくことを考えていった方がいいのではないのでしょうか。相談が活発なだけに、足りない支援も見えてくると思います。

(委員)

高齢者の問題だったり、障がい者の問題だったり、収集された情報の中で課題があればご相談いただきながら対応させていただいている部分もあるのではないかと思いますので、今後もこういった情報交換を密にさせていただきたいと思います。

(委員)

基幹包括とかはあるのでしょうか。



(委員)

伊勢原市は地域包括支援センターが5つあります。

(委員)

基幹になるところはあるのですか。

(委員)

まとめているのは市の介護高齢課になります。

(委員)

何か課題があれば介護高齢課に集まるわけですね。

(事務局)

介護高齢課は頑張って動いてくれますが、一方で市としてどこまでできるかという課題もあると思います。先日も虐待のネットワーク会議に出席しましたが、それぞれの機関で担う業務がある中で、どうしてもどこにも当てはまらない事案が出てきてしまいます。少しずつ各機関で歩み寄って揉めるようにしたいという共通認識はありますが、考えはそれぞれ持っているので、難しいこともあります。先ほど意見をいただいた、ない支援を考えることも必要と承知しますが、まだその段階までは行けていない状態です。

(委員)

実際に単身者の身元保証ビジネスや終活について広告が出ています。それはニーズがあるということです。しかしそれに信頼性が担保できるのかということと甚だ難しいと思います。公的なバックアップがある中で行っていかないといけない事業になってくるのではないかと思います。任意後見についても関心が高いということですし、そういった声を拾って、課題を政策に上げていくような取り組みをしてほしいです。

(委員)

後見人が選任されるまでの財産管理というのは、財産管理人を選任するという方法もありますので、もっと活用できるかと思えます。随分と前ですが、伊勢原市の案件でも事例がありました。早くて1週間ほどで決定を出して貰えると思えます。

身寄りのない人の死亡の問題については、お金がある方は民間の業者に依頼している人もいるかもしれませんが、死因贈与の契約書を作る方法もあります。死後のことについて困っている人に対し社会福祉協議会で支援するのであれば、このようなアイデアもあります。

(委員)

贈与の契約書があるのですか。市の高齢担当のほうにもそのような相談が多く来ていると思いますので、参考にさせていただきます。

(委員)

おそらく、そういう時代だと思います。

(委員)

急に亡くなられたという話は入ってきます。相続人を探せない間に火葬やその他手続きをしなければいけないというのが直面している問題としてあります。将来に不安を抱えた単身者への支援もしていかなければならないと考えています。

(委員)

本人がまだ意思表示ができる間に書いていただければ、相続人を探す必要もなくなります。

(委員)

亡くなった後の手続きや残された遺品を市の職員が行って対応しているのだと思いますが、それは市がることなのでしょう。もう少し違うサービス機構を作って担当したほうが安心できる気もします。課題意識を持っていくことが大事かと思います。成年後見制度だけではできないことがありますので、高齢者が幸せに伊勢原で過ごして最期を迎えるところまで、行政だけでなく、広く受け止めていくような仕組みを考えていかなければいけないと思います。そのためにも、相談を受けて見えてきた課題を支援に反映していくことが必要です。

(委員)

伊勢原市では法人後見を活発に行うことは考えてはいないのですか。

(事務局)

現在、同じ係の中で成年後見・権利擁護推進センターと法人後見、あんしんセンターを担当しています。更に生活困窮者向けの生活福祉資金貸付けも行っているため、人員が足りていない状況のため、積極的に受け入れることは難しいです。おそらく考え方は他の社会福祉協議会も同じだと思うのですが、他に引き受け手がいないケースの受け皿として法人後見をやることがあるので、今受任している方も、月1回の支援ではサポートしきれなかったり、親なき後のケースだったり、他にも専門職の方から引き継ぐケースも現在動いています。社会福祉協議会しか受けられないケースについてはしっかり取り組んでいます。より多くのケースを受けるとなると、正直マンパワー的な面でできません。センターとしては、社会福祉協議会が法人後見を積極的に受任することよりも、市長申立て等の困難ケースに積極的に取り組み、制度に繋げていきたいと考えています。

(委員)

先ほどの話に戻ってしまいますが、権利擁護協力員に活躍してもらって、足りない部分に生かしていくことが徐々にできていく方向性もあるのではないかと思います。

他に何かございますか。ないようですので、ここで議事を終了します。